

新たな賃金・労働条件決定のしくみをつくる

特集

どうなる労働基本権

賃金労働部長 檣部さんに聞く



2008年6月の国家公務員改革基本法の成立を受け、政府の労使関係制度検討委員会が発足し、現在検討が進められている。自治労は「労働協約を中心とした地方公務員の労使関係のあり方(案)」を示し、議論を本格化させている。本特集では、檣部賃金労働部長が「公務員制度改革・労働基本権問題の現段階と今後」について自治労の考え方を説明する。

公務員労働者の労働基本権の制限

日本の公務員労働者は、戦後まもなくは諸外国と同様、労働基本権(団結権、団体交渉権、争議権)は認められていた。しかし、1947年政令201号により労働基本権の制約が唱われ、1948年国家公務員法及び1950年地方公務員法が施行されている。その間、官公労は1950年代から1975年12月のスト権ストのたたかいに至るまで、ILO闘争を中心に取り組みを進めてきた。

労働基本権問題の経緯

2000年に中央省庁改革、2001年に公務員制度改革大綱の閣議決定、小泉内閣の誕生、2005年の11月の総人件費改革。これにより国家公務員5%、地方公務員4.6%の定数純減と合わせて公務員の労働基本権や人事院の制度についても見直しをとの動きが立、③国民・住民に対する説明責任。その中でも「労使関係の自立性の確立」ということで、人事院勧告を廃止して、国・地方の非現業公務員に協約締結権を付与せよと記載された。数ある政府審議会では協約締結権等労働基本権を動かすということを書いた報告は初め

国家公務員制度改革基本法の成立

専門調査会報告を受け一て法案作成に入り、2008年3月に国会へ提

政府・与党等の主な動き	労働組合・ILO等の主な動き
2000.12 「行政改革大綱」を閣議決定	
2001.12 「公務員制度改革大綱」を閣議決定 ○能力等級制度を基礎とする能力・実績主義の新たな人事制度の構築等の内容 ○労働基本権については、現行の制約を維持	2002.2 連合がILO結社の自由委員会に提訴 ○3月には全労連も
2003.7 国会への国公法改正案の提出を政府が断念 → 自民党が、能力等級制の具体化作業を進めるとともに、人事院・職員団体と十分な意見交換を行い、調整を進めるなど、法案提出の準備を更に進めるよう政府に要請	2002.11 ILO結社の自由委員会報告(329次勧告) ○公務員の労働基本権に対する現行の制約を維持するとの考えを再考すること。 ○政府と職員団体との間で公務員制度改革及び結社の自由の原則と調和する法律改正について合意に達するよう努力すること等求める
2004.5.13 公務員制度改革に関する政府と連合の協議 ○政府から金子行革担当大臣、麻生総務大臣、坂口厚労大臣、連合から草野事務局長、人見公務協議長、丸山公務労協公務員制度改革対策本部長が出席 → 議論の継続を確認しつつも、労働基本権については一致に至らず	2003.6 ILO結社の自由委員会報告(331次勧告) ○内容については、「329次勧告と同様」
2004.8 内閣官房行政改革推進事務局が「国家公務員制度改革関連法案の骨子(案)」を与党、各府省、組合に提示	2004.6 連合「公務員制度改革に関する研究会(座長・西尾勝教授)が、「中間報告」を発表 ○今日に至る連合・公務労協の公務員制度改革に関する基本的考え方
2004.12.24 「今後の行政改革の方針」において今後の公務員制度改革の方針を閣議決定 ○公務員制度改革について、制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討 → 次期通常国会への国公法改正案の提出を断念 ○現行制度下で実施可能なものについて早期に実行	2004.9~11 自民党と連合・公務労協との交渉 ○労働基本権を含む改革の基本的な事項について協議したが、合意に至らず ○各府省・人事院と政府との協議も不調
2005.11 経済財政諮問会議が「総人件費改革基本指針」を決定 ○国家公務員5.0%以上、地方公務員4.6%以上の純減を達成 ○公務員の労働基本権、人事院制度等の見直しの検討	2004.12 ILOソマリア事務局長、連合笹森会長が、小泉総理と会見し、基本権問題の解決を促す
2005.12 「行政改革の重要方針」を閣議決定 ○能力・実績主義の人事管理の徹底、再就職管理の適正化等の観点に立った公務員制度について、総人件費改革の進捗状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化 ○公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度等を含めた公務員制度についても幅広く観点から検討 等	
2006.1.16 公務員制度改革等に関する政府と連合の協議 ○政府から中馬行革担当大臣、竹中総務大臣、川崎厚労大臣、連合から古賀事務局長、岡部公務労協議長、丸山公務労協公務員制度改革対策本部長が出席 → 公務労使関係の改革が必要、労働基本権の付与の可能性も含めて幅広く検討、総人件費改革に伴う配置転換等について引き続き協議、等を確認	2006.1 連合が「公共サービス・公務員制度に関する連合の考え方」を中執決定 ○西尾研究会報告を土台に、公共サービスのあり方、公務員制度のあり方、公務員賃金のあり方について提言
2006.3.20 公務員制度改革等に関する政府と連合の協議(メンバーは同じ) → 「労働基本権を付与する公務員の範囲について」検討する場の設置について合意	2006.3 ILO結社の自由委員会報告(340次勧告) ○公務員の労働基本権に対する現行の制約を維持するとの考えを再考すること。 ○政府と職員団体との間で公務員制度改革に関して協議が開始されたことを歓迎。等の内容
2006.5.29 公務員制度改革等に関する政府と連合の協議(メンバーは同じ) → ○労働基本権を検討する場について、行革推進法に根拠を置いたものとする、委員の構成等について合意	
2006.6 行政改革推進本部令が公布 ○推進本部(本部長=内閣総理大臣)のもとに「専門調査会」を設置し、国・地方の公務員の労働基本権の在り方等について調査し、本報に報告することを明記	
2006.7 第1回行政改革推進本部専門調査会を開催 ○連合から古賀事務局長、岡部公務労協議長、丸山公務労協公務員制度改革対策本部長が参加	
2007.6 「経済財政改革の基本方針(骨次の方針)2007」を閣議決定 ○「労働基本権については、「行政改革推進本部専門調査会」における審議(平成19年秋を目途に結論)を踏まえ、改革の方向で見直す」ことを明記	
2007.7 「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会(制度懇)」が発足 ○総理の私的諮問機関として、(国家)公務員制度の総合的な改革をめざす(連合から高木会長が参加)	
2007.10 専門調査会が「公務員の労働基本権のあり方について(報告)」を確認し首相に報告 ○非現業職員に「協約締結権を新たに付与するとともに第三者機関の勧告制度を廃止」することを明記	
2008.1 制度懇が「報告書」を確認し首相に報告 ○労働基本権については「専門調査会報告を尊重する」ことを明記	
2008.4 政府が、国会に「国家公務員制度改革基本法案」を提出 ○労働基本権については、「(拡大を)検討する」にとどまる	
2008.5.29 与党と民主党との修正協議により、衆議院本会議で「国家公務員制度改革基本法案」が可決 ○労働基本権については、「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」に前進	
2008.6.6 参議院本会議で「国家公務員制度改革基本法案」が可決・成立 ○「国家公務員制度改革推進本部(本部長=内閣総理大臣)」のもと、「施行後3年以内を目途に」国公法・地公法等の修正が行われ、さらに「施行後5年以内を目途に」新制度が実施されること確定	
2008.10.22 第1回「労使関係制度検討委員会」が開催される ○「国家公務員制度改革推進本部」のもとに設置された標記委員会が始動(公労使の三者による構成。労働側は、山本連合副事務局長、福田国会連合委員長、金田自治労書記長が参加) ○基本法第12条に示された「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」等について意見交換	

出、法案の一部修正を踏まえ2008年6月に国家公務員制度改革基本法が成立する。その法律においては、「自律的労使関係制度を措置する」と唱われており、10月に「労使関係制度検討委員会」が設置され、7回の委員会が行われている。また、法律では2011年に関係する法律(国公法や地公法等)の整備、2013年に新制度が適用というスケジュールが盛り込まれたが、このスケ

労働基本権の現状

現行制度においては労働三権のうち、消防職員と刑事施設職員を除く公務員には団結権が認められているものの、団体交渉権と争議権については制限されている。また、その団結権についても、職員団体登録制度による制限があるため、日本の公務員労働者は民間と同様な権利となっていない。人勸制度はこうした労働基本権制約の代償措置としての役割が重視されている。しかし、1990年代の後半からは、戦後3回目となる地方自治体の危機的な財政事情を背景に、6割を超える自治体において勧告制度によらない給与カットの嵐が吹き荒れている。さらに、公務員人件費の抑制政策の名の下に、地方の公務員は地域民間企業の水準を考慮すべき

自治労の考え方の概要

自治労としての基本的考え方は、単段階の交渉権を上部団体に委任し、大枠を定める中央統一交渉機能や都道府県、規模別の交渉単位を検討すること、また、交渉項目は地公労法第7条に基づく項目を中心に、詳細条例主義から大綱条例主義へ、議会については基本的に労使決着事項は承認とするなどの考え方を示しているところ。具体的な交渉方式は、労使で民間賃金のデータ等労働条件決定に必要な事案を持ち寄り協議、その際、公務労働の性格を踏まえて、「地方公務員の標準的

今後の取り組みの重点

人事院勧告という物差しはもう当てにならない。新たな賃金・労働条

労使関係制度検討委員会の検討方向は

今回の検討の方向は、廃止が検討されている。しかし、この検討に対しては、多くの官僚はこれまでどおり労働基本権を制限した体制を望んでいる。基本権問題が議論されているにも関わらず、公務員制度改革として、天下り人事の抑制と強大な権限を有する人事・行政管理局を設置するための

協約締結権とは

協約締結権は、民間労働組合には認められており、法的拘束力で法令に準ずる効果を持つ。現行の公務員制度で、一般職の非現業職員は、登録された職員団体として、賃金や福利厚生に係る事項、すなわち労働条件に

消防職員の団結権と争議権について

ILOから4度にもわたって是正勧告されたにもかかわらず、政府は認めない。消防職員も非現業職員と同様とすべきなのは当然のこと。今回の制度改革とは別に、労働基本権の確立に向けて、運動を継続する。

出ている。2005年12月には連合会長と小泉総理との政労会見、2006年7月に行革推進法に基づいて検討の場について、専門調査会が設置され、07年10月に最終報告。この内容は①労使関係の自律性の確立、②国における使用者機関の確立、③国民・住民に対する説明責任。その中でも「労使関係の自立性の確立」ということで、人事院勧告を廃止して、国・地方の非現業公務員に協約締結権を付与せよと記載された。数ある政府審議会では協約締結権等労働基本権を動かすということを書いた報告は初め

労働基本権問題の経緯

2000年に中央省庁改革、2001年に公務員制度改革大綱の閣議決定、小泉内閣の誕生、2005年の11月の総人件費改革。これにより国家公務員5%、地方公務員4.6%の定数純減と合わせて公務員の労働基本権や人事院の制度についても見直しをとの動きが立、③国民・住民に対する説明責任。その中でも「労使関係の自立性の確立」ということで、人事院勧告を廃止して、国・地方の非現業公務員に協約締結権を付与せよと記載された。数ある政府審議会では協約締結権等労働基本権を動かすということを書いた報告は初め

国家公務員制度改革基本法の成立

専門調査会報告を受け一て法案作成に入り、2008年3月に国会へ提

政府・与党等の主な動き	労働組合・ILO等の主な動き
2000.12 「行政改革大綱」を閣議決定	
2001.12 「公務員制度改革大綱」を閣議決定 ○能力等級制度を基礎とする能力・実績主義の新たな人事制度の構築等の内容 ○労働基本権については、現行の制約を維持	2002.2 連合がILO結社の自由委員会に提訴 ○3月には全労連も
2003.7 国会への国公法改正案の提出を政府が断念 → 自民党が、能力等級制の具体化作業を進めるとともに、人事院・職員団体と十分な意見交換を行い、調整を進めるなど、法案提出の準備を更に進めるよう政府に要請	2002.11 ILO結社の自由委員会報告(329次勧告) ○公務員の労働基本権に対する現行の制約を維持するとの考えを再考すること。 ○政府と職員団体との間で公務員制度改革及び結社の自由の原則と調和する法律改正について合意に達するよう努力すること等求める
2004.5.13 公務員制度改革に関する政府と連合の協議 ○政府から金子行革担当大臣、麻生総務大臣、坂口厚労大臣、連合から草野事務局長、人見公務協議長、丸山公務労協公務員制度改革対策本部長が出席 → 議論の継続を確認しつつも、労働基本権については一致に至らず	2003.6 ILO結社の自由委員会報告(331次勧告) ○内容については、「329次勧告と同様」
2004.8 内閣官房行政改革推進事務局が「国家公務員制度改革関連法案の骨子(案)」を与党、各府省、組合に提示	2004.6 連合「公務員制度改革に関する研究会(座長・西尾勝教授)が、「中間報告」を発表 ○今日に至る連合・公務労協の公務員制度改革に関する基本的考え方
2004.12.24 「今後の行政改革の方針」において今後の公務員制度改革の方針を閣議決定 ○公務員制度改革について、制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討 → 次期通常国会への国公法改正案の提出を断念 ○現行制度下で実施可能なものについて早期に実行	2004.9~11 自民党と連合・公務労協との交渉 ○労働基本権を含む改革の基本的な事項について協議したが、合意に至らず ○各府省・人事院と政府との協議も不調
2005.11 経済財政諮問会議が「総人件費改革基本指針」を決定 ○国家公務員5.0%以上、地方公務員4.6%以上の純減を達成 ○公務員の労働基本権、人事院制度等の見直しの検討	2004.12 ILOソマリア事務局長、連合笹森会長が、小泉総理と会見し、基本権問題の解決を促す
2005.12 「行政改革の重要方針」を閣議決定 ○能力・実績主義の人事管理の徹底、再就職管理の適正化等の観点に立った公務員制度について、総人件費改革の進捗状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化 ○公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度等を含めた公務員制度についても幅広く観点から検討 等	
2006.1.16 公務員制度改革等に関する政府と連合の協議 ○政府から中馬行革担当大臣、竹中総務大臣、川崎厚労大臣、連合から古賀事務局長、岡部公務労協議長、丸山公務労協公務員制度改革対策本部長が出席 → 公務労使関係の改革が必要、労働基本権の付与の可能性も含めて幅広く検討、総人件費改革に伴う配置転換等について引き続き協議、等を確認	2006.1 連合が「公共サービス・公務員制度に関する連合の考え方」を中執決定 ○西尾研究会報告を土台に、公共サービスのあり方、公務員制度のあり方、公務員賃金のあり方について提言
2006.3.20 公務員制度改革等に関する政府と連合の協議(メンバーは同じ) → 「労働基本権を付与する公務員の範囲について」検討する場の設置について合意	2006.3 ILO結社の自由委員会報告(340次勧告) ○公務員の労働基本権に対する現行の制約を維持するとの考えを再考すること。 ○政府と職員団体との間で公務員制度改革に関して協議が開始されたことを歓迎。等の内容
2006.5.29 公務員制度改革等に関する政府と連合の協議(メンバーは同じ) → ○労働基本権を検討する場について、行革推進法に根拠を置いたものとする、委員の構成等について合意	
2006.6 行政改革推進本部令が公布 ○推進本部(本部長=内閣総理大臣)のもとに「専門調査会」を設置し、国・地方の公務員の労働基本権の在り方等について調査し、本報に報告することを明記	
2006.7 第1回行政改革推進本部専門調査会を開催 ○連合から古賀事務局長、岡部公務労協議長、丸山公務労協公務員制度改革対策本部長が参加	
2007.6 「経済財政改革の基本方針(骨次の方針)2007」を閣議決定 ○「労働基本権については、「行政改革推進本部専門調査会」における審議(平成19年秋を目途に結論)を踏まえ、改革の方向で見直す」ことを明記	
2007.7 「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会(制度懇)」が発足 ○総理の私的諮問機関として、(国家)公務員制度の総合的な改革をめざす(連合から高木会長が参加)	
2007.10 専門調査会が「公務員の労働基本権のあり方について(報告)」を確認し首相に報告 ○非現業職員に「協約締結権を新たに付与するとともに第三者機関の勧告制度を廃止」することを明記	
2008.1 制度懇が「報告書」を確認し首相に報告 ○労働基本権については「専門調査会報告を尊重する」ことを明記	
2008.4 政府が、国会に「国家公務員制度改革基本法案」を提出 ○労働基本権については、「(拡大を)検討する」にとどまる	
2008.5.29 与党と民主党との修正協議により、衆議院本会議で「国家公務員制度改革基本法案」が可決 ○労働基本権については、「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」に前進	
2008.6.6 参議院本会議で「国家公務員制度改革基本法案」が可決・成立 ○「国家公務員制度改革推進本部(本部長=内閣総理大臣)」のもと、「施行後3年以内を目途に」国公法・地公法等の修正が行われ、さらに「施行後5年以内を目途に」新制度が実施されること確定	
2008.10.22 第1回「労使関係制度検討委員会」が開催される ○「国家公務員制度改革推進本部」のもとに設置された標記委員会が始動(公労使の三者による構成。労働側は、山本連合副事務局長、福田国会連合委員長、金田自治労書記長が参加) ○基本法第12条に示された「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」等について意見交換	